

●香川県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年9月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 津田川島線（2号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面字東碎石 2690番1地先から さぬき市大川町田面字東碎石 2743番8地先まで	9.5~27.9	138	令和2年11月13日付け香川県告示第352号の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年9月2日